

## Client Alert

3 April 2020

For further information, please contact:

**Brian Chia**  
Partner  
+603 2298 7999  
brian.chia@wongpartners.com

**Ee Von Teo**  
Partner  
+603 2298 7810  
eevon.teo@wongpartners.com

**Adrian Wong**  
Senior Associate  
+603 2298 7952  
adrian.wong@wongpartners.com

**Calvin Koay**  
Associate  
+603 2298 7984  
calvin.koay@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせ:  
Yoko Inoue (井上 洋子)  
+65 6434 2605  
yoko.inoue@bakermckenzie.com

## マレーシアの景気刺激策 (The PRIHATIN Rakyat Economic Stimulus Package)

本アラートは、前に発行した活動制限令 - 2020 年 3 月 24 日付指針に関するクライアントアラートに続くものである。予期できない新型コロナウイルス(「COVID-19」)の感染拡大及びマレーシア経済に及ぼす影響の観点から、マレーシア首相は、マレーシア国民の生活維持、事業支援及び経済成長強化に焦点を当てた、国民向け景気刺激策(「景気刺激策」)の詳細を公表した。本景気刺激策は下記の延長策である:

- (a) 当時の首相、マハティール前首相が 2020 年 2 月 27 日に公表した景気刺激策(「2月の景気刺激策」);及び
- (b) (現)首相により、2020 年 3 月 16 日及び 2020 年 3 月 23 日に発表された景気刺激策への追加措置(「追加措置」)

2月の景気刺激策と併せると、マレーシア政府による景気刺激策は、2,500億マレーシアリングギットの価値となる(比較まで、2007年から2008年の世界的な金融危機の際の景気刺激策は670億マレーシアリングギット<sup>1</sup>)。これは、マレーシアの2019年国内総生産<sup>2</sup>の約18%に相当する。財務省は景気刺激策に関する国家機関実行調整局を通じ、景気刺激策を実施する。

景気刺激策の重要事項は下記に示す通りである。

### 現金給付

- (a) 国民救済のため100億マレーシアリングギットの一時給付金("Bantuan Prihatin Nasional")付与:

下記のカテゴリーに属する者は、2020年4月及び5月に一時給付金を受ける。財務省は給付金が対象者の銀行口座に直接振り込まれることを明確にしている。

<sup>1</sup> <https://ihsmarkit.com/country-industry-forecasting.html?ID=106595768>

<sup>2</sup> [https://www1.treasury.gov.my/pdf/economy/2020/chart\\_Malaysia.pdf](https://www1.treasury.gov.my/pdf/economy/2020/chart_Malaysia.pdf)



カテゴリー	現金給付額 (マレーシアリングギット:RM)	支払い期間/ 支払額 (RM)
月額世帯収入 4,000 マレーシアリングギット以下	1,600	4 月: 1,000 5 月: 600
月額世帯収入 4,001 マレーシアリングギットから 8,000 マレーシアリングギットの間	1,000	4 月: 500 5 月: 500
21 歳以上の独身者で月額収入額 2,000 マレーシアリングギット以下	800	4 月: 500 5 月: 300
21 歳以上の独身者で月額収入 2,001 マレーシアリングギットから 4,000 マレーシアリングギットの間	500	4 月: 250 5 月: 250

(b) 高等教育を受けている生徒向け 200 マレーシアリングギットの一時給付金

(c) 配車サービスの運転手及びタクシー運転手等向け一時給付金:

カテゴリー	給付額 (RM)
配車サービスの運転手	500
タクシー運転手、ツアーバス運転手、ツアーガイド及び車夫	600

(d) 公務員及び政府年金受給者向け一時給付金:

カテゴリー	給付額 (RM)
グレード 56 以下の公務員(契約労働者を含む)	500
政府年金受給者	500

(e) 雇用維持プログラムにおける現金給付: 2020 年 3 月 1 日以降無給休暇を強いられている(月額 4,000 以下の)従業員には、月額給付金 600 マレーシアリングギットが最高 6 か月間支払われる。

上記(b)から(e)において、現金給付がいかに対象者に支払われるかは明確でない。

## **COVID-19 の対策**

(a) 保健省 (Ministry of Health:「MOH」) への 15 億マレーシアリングギット投入:



政府は全国の病院支援のため、(2020年3月23日発表の追加措置における5億マレーシアリングットに加え)10億マレーシアリングットを投入する。本資金は医療機器の購入や民間医療サービスプロバイダーからの医療専門家を含むサービスに利用される。

- (b) **保険及びタカフル企業による特別資金:** 保険及びタカフル企業は、保健省から民間病院または研究所で COVID-19 テストを行うよう指示された各医療保険または各医療タカフル保険契約者に対し、最高 300 マレーシアリングットの資金提供をする為、800 万マレーシアリングットの特別資金を設立する。民間病院又は研究所における COVID-19 テスト料金はこれを超えるため、保険契約者は残りの費用の自己負担を求められる。ファミリータカフル及び保険会社は、COVID-19 により所得に影響が及んだ保険加入者に対し、3 か月間の保険料の一時停止を提案する。
- (c) **医療関係者及び医療最前線で勤務するフロントランナーへの特別手当:** 政府は 2020 年 4 月 1 日から COVID-19 感染拡大終了まで、下記の手当を給付する:
  - (i) 医療関係者に対する 600 マレーシアリングットの月額特別手当; そして
  - (ii) 活動制限令の施行に従事する軍事、警察、税関、民間防衛、RELA(人民義勇軍)メンバーに対する 200 マレーシアリングットの月額特別手当

### ローンの一時停止

**ローン/融資の延期措置:** 本措置は、2月の景気刺激策で最初に発表され、その後、マレーシア中央銀行が実施について更に明確化した:

- (a) これは、2020年4月1日から6か月間における、ローン/融資の返済義務(元本と利息)の一時的な延期または停止措置である;
- (b) 本規制期間において、ローン/融資の借り手で条件を満たした(つまり、ローン/融資の返済義務が2020年4月1日の時点で90日を超えて滞納しておらず、ローン/融資がマレーシアリングット建てである)者は、いかなる返済の必要がなく、及び遅延料または罰金も科されない;
- (c) 個人及び中小企業の場合、通常貸付またはイスラム金融の返済延期(クレジットカードを除く)は金融機関により自動的に実施される;そして
- (d) 法人の借り手/顧客への自動的な返済延期は(銀行に要請することも可能だが)ない。

### 事業対策




(a) 中小企業(「SMEs」)<sup>3</sup>及び零細企業起業家<sup>4</sup>のための特別な取り組み:

- (i) 中小企業向け 50 億マレーシアリングットの特別救済ファシリティ(Special Relief Facility:「SRF」): マレーシア中央銀行(BNM)は、特別救済ファシリティを設ける。これは商業銀行を通じて、影響を受けた中小企業のキャッシュフローを助ける、運転資金のためのローンとして、年間 3%の金利で提供される。SRF の下、提供されるローンの期間は 6 か月の返済一時停止を含み、最大 5.5 年間とし、最大融資額は各中小企業につき、100 万マレーシアリングットとする。
- (ii) 全ての経済分野のファシリティファンド: マレーシア中央銀行は、中小企業の資金調達へのアクセス強化のため、全ての経済分野のファシリティファンドの資金割り当てを 10 億マレーシアリングット増やし、68 億マレーシアリングットとする。また、年間の最大借入金利は 8%から 7%に引き下げられる。
- (iii) 零細企業起業家のための 7 億マレーシアリングットのマイクロクレジット制度 (Micro Credit Scheme:「MCS」): MCS は政府の指定金融機関である Bank Simpanan Nasional が担保なし 2%の金利で管理する。最高借入額は各起業家につき 75,000 マレーシアリングットである。MCS は保育所、タクシーやバスの事業者、クリエイティブ産業、オンライン取引業者を含む、全ての事業分野における零細起業家を対象とする。
- (iv) 事業経営 4 年未満の中小企業(「SMEs」): 事業経営 4 年未満も中小企業は、運転資金そして/または資産取得のためのローンを申請することが可能であり、信用保証公社(Credit Guarantee Malaysia Berhad:「CGC」)が管理する。
- (v) 最高 50 億マレーシアリングットまでの保証: 銀行による融資促進のため、政府は、政府系機関信用保証に関する政府系機関である, Syarikat Jaminan Pembiayaan Perniagaan (「SJPP」)を通じ、参加金融機関に対し、SRF に基づく融資の 80%保証を年間 0.5%譲許料金で利用可能とする。また、CGC は SMEs に対するこれらのローンについての保証も利用可能とする。
- (vi) SMEs に対する 3 億マレーシアリングットの自動化及びデジタル化ファシリティ(Automation and Digitalisation Facility:「ADF」): マレーシア中央銀行は SMEs の生産性と効率向上の為の自動化・デジタル化運営を奨励するため、ADF を設けた。ADF の下、最大 10 年間のローン期間における最高 4%の年

<sup>3</sup> SMEs are companies (1) in the manufacturing sector with sales turnover not exceeding RM50 million or with 5 - 200 full-time employees, or (2) involved in other sectors with sales turnover not exceeding RM20 million or with 5-75 full-time employees. Companies that fulfil the requirements (1) or (2), and have a minimum 51% local equity will be eligible for the Government assistance programs listed above

<sup>4</sup> Micro-entrepreneurs are firms with sales turnover figure of less than RM300,000 or with fewer than 5 full-time employees.



間ローン金利、各中小企業につき最大融資額 300 万マレーシアリングットが利用可能となる。

(vii) 中小企業に対する 10 億マレーシアリングットの農産物ファシリティ(「AF」): マレーシア及び輸出目的の農産物(つまり、作物、家畜、漁業)増産のため、マレーシア中央銀行は設備投資、そして/または運転資金そして農産物プロジェクトの発展のための融資に AF を設けた。AF の下、最高 3.75%の金利、最大 8 年間のローン期間、最大融資額 500 万マレーシアリングットが利用可能となる。

(viii) 零細企業に対する 3 億マレーシアリングットの零細企業ファシリティ(「MEF」): マレーシアの零細企業に対する無担保ローンへのアクセス増加のためマレーシア中央銀行は設備投資、そして/または運転資金の為の融資に MEF を設けた。MEF の下、零細企業は最大 5 年間のローン期間、最大融資額 50,000 マレーシアリングットのローンを申請することが可能となる。金利は、参加する金融機関が決定する。

(b) **保証制度:** 政府は、運転資金要件のための融資の最大 80%の保証を伴う 500 億マレーシアリングットの保証制度を設ける。本制度は、金融保険機構(Danajamin)による信用評価に基づき、管理される。本制度は、COVID-19 の感染拡大により困難に直面している全ての分野の実行可能な事業を対象としている。

(c) **賃金助成プログラム(Wage Subsidy Program:「WSP」):** 人員削減率を最小限に抑えるため、政府は 2020 年 1 月 1 日以来、売り上げが 50% 以上減少した雇用主に対し、3 か月間全ての従業員に月額 600 マレーシアリングットの助成金を給付する。本助成金は、月額収入 4,000 マレーシアリングット未満の従業員に適用される。WSP の条件として、雇用主は WSP の実施後 3 か月間、従業員の人員削減、無給休暇の強制、または賃金削減を禁止される。

(d) **従業員積立基金(Employees Provident Fund:「EPF」):** 雇用主及び従業員の財政負担を軽減するため、下記の幾つかの措置が導入された:

(i) 2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで、従業員は EPF 拠出金を 11%から 7%に軽減できる;

(ii) 55 歳未満の者の EPF の第 2 口座からの引き出し;そして

(iii) 雇用主向け助言サービスプログラムが 2020 年 4 月 15 日から導入される。これには支払いの延期、再編、EPF 雇用主拠出金の再調整等のサービスを含む。

(e) **全ての事業分野における人材育成基金(Human Resource Development Fund: (「HRDF」)拠出額の免除:** HRDF は、従業員の訓練や技能向上の目的で、特定産業の雇用主に課される毎月の(0.5%から 1%のレートでの)強制拠出



金であるが、2020年4月1日から6か月の期間、全ての事業分野でキャッシュフローの負担軽減のため、免除となる。

- (f) **所得税の分割払い延期**: 政府は、SMEsによる法人税分割納付の延期を2020年4月1日から3か月間認める。これは、観光分野で影響を受けた事業に対する2020年4月1日から6か月間の法人税分割納付の延期に追加されたものである。その他の分野で影響を受けた事業も基本会計年度における3回、6回、9回の法人税分割納付の見直しが認められる。
- (g) **宿泊サービス経営者へのサービス税の免除**: 全ての宿泊サービス経営者は、2020年3月1日からの3か月間、課税対象サービスのサービス税を免除される。
- (h) **電気代の割引**: 2020年4月1日から2020年9月30日まで、事業者は下記の表の通り、使用レベルによる電気代割引の恩恵を受ける:

月毎のエネルギー使用レベル(キロワット)	割引レート(%)
601 以上	割引なし
301 - 600	15
201 - 300	25
200 以下	50


これらの割引は下記に追加されるものである:

- (i) ホテル経営者、旅行会社、地元航空会社のオフィス、ショッピングモール、会議場そしてテーマパークに対して電気代の15%割引; そして
- (ii) 商業、産業、農業分野及び家庭での使用に対して電気代の2%割引
- (i) **無料インターネットサービス**: 6億マレーシアリングットの無料インターネットサービスが2020年4月1日から活動制限令の終了まで、全ての顧客に提供される。マレーシアの通信マルチメディア委員会は、セルコム、デジ、マキシス、及びUモバイルの後払い及び前払い契約の顧客は、毎日午前8時から午後6時まで使用可能な1GBの高速インターネットを無料受信できると発表した<sup>5</sup>。

## その他

- (a) **最大5億マレーシアリングットが初期段階及び成長段階のマレーシア会社に投資される**: 政府関連会社はこれらの会社に最大5億マレーシアリングットを共同投

<sup>5</sup> [https://www.mcmc.gov.my/skmmgovmy/media/General/pdf/MEDIA\\_STATEMENT\\_THE-PEOPLE-CENTRIC-ECONOMIC-STIMULUS-PACKAGE-PRIHATIN-NO-ONE-WILL-BE-LEFT-BEHIND.pdf](https://www.mcmc.gov.my/skmmgovmy/media/General/pdf/MEDIA_STATEMENT_THE-PEOPLE-CENTRIC-ECONOMIC-STIMULUS-PACKAGE-PRIHATIN-NO-ONE-WILL-BE-LEFT-BEHIND.pdf)



資する。資金はマッチングベースで提供され、少なくとも 15 億マレーシアリングットの民間資金が関与する。

- (b) **特定会社の上場費用免除:** マレーシア証券取引所は、企業の資本増加の強化のため、12 か月間下記市場での上場費用を免除する:
- (i) マレーシア証券取引所の ACE 及び LEAP 市場で株式上場を望む企業; そして
  - (ii) マレーシア証券取引所のメイン市場で株式上場を望む、時価総額が 5 億マレーシアリングット未満の企業

### **景気刺激策**

本景気刺激策は、世界的感染拡大している COVID-19 のマレーシア経済への影響に対する政府の時宜を得た軽減措置である。これは、かなりの割合のマレーシア人及び SMEs が直接恩恵を受けることから、国民からの好評を得ている。本対策は、零細企業そしてこの感染拡大の悪影響を強く感じている一般庶民に焦点を当てている。一方、大企業も同様に影響を受けており、労働力の大幅な削減を余儀なくされる可能性がある。

関連規制当局は、本景気対策で発表された取り組みについて、更なる政策や指針を発行すると思われる。企業は更なる進展に留意する必要がある。

[www.wongpartners.com](http://www.wongpartners.com)

Wong & Partners  
Level 21  
The Gardens South Tower  
Mid Valley City  
Lingkaran Syed Putra  
59200 Kuala Lumpur

